野々市市小型除雪機購入費補助金交付要綱

制 定 平成24年野々市市告示第138号 (平成24年11月22日) 一部改正 平成30年野々市市告示第135号 (平成30年9月27日)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、冬期間における通学路の確保及び道路交通の円滑化を図るため、町内会が自主的に実施する除雪作業に使用する小型除雪機(以下「除雪機」という。)の購入に対し補助金を交付することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則(昭和56年野々市町規則第1号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(交付対象団体)
- 第2条 補助金の交付の対象となるものは、除雪機を購入しようとする町内会とする。

(交付の要件)

- 第3条 補助の対象となる除雪機は、次に掲げる要件の全てを備えた除雪機とする。
 - (1)除雪幅が60cm以上の能力を有する除雪機であること。
 - (2) 原動機により自走が可能な除雪機であること。
 - (3) 前照灯が備えられている除雪機であること。
 - (4) 未使用の除雪機であること。
 - (5)補助金の交付を受ける年度に購入する除雪機であること。
 - (6) 購入年度、補助事業名、町内会名が記載されている除雪機であること。
 - (7)自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入している除雪機であること。
- 2 この要綱による補助金の交付を受けて購入した除雪機(以下この項において「補助対象除雪機」という。)を更新する場合における補助金の申請は、 補助対象除雪機の使用を開始した日から10年を経過した補助対象除雪機を更 新する場合でなければならない。
- 3 1の町内会が、補助金の交付の申請することができる台数は、1会計年度につき1台とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、900,000円を上限として、その除雪機本体の購入費の

4分の3以内の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付規則第3条第1項の補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 除雪機の見積書
 - (2) 購入しようとする除雪機の仕様が分かる書類
 - (3)除雪予定簡所及び保管場所の位置図
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

- 第6条 前条の規定により補助金の交付の申請をした町内会は、当該申請に係る除雪機の購入後、速やかに交付規則第12条の実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 除雪機の領収書の写し
 - (2) 除雪機に係る自動車損害賠償責任保険証書及び任意保険証書の写し
 - (3) 写真(除雪機の納品状況がわかるもの)

(維持管理等)

第7条 町内会は、当該補助金の交付を受けて購入した除雪機を運用するに当 たっては、運用規程を設け、常に良好な状態を保たなければならない。

(除雪機の処分)

第8条 補助金の交付を受けて購入した除雪機は、購入した日から10年を経過 するまでの間は、当該除雪機を譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。 ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付規則第8条及び第16条に規定するもののほか、町内会が 市長の承認を受けずに前条本文の規定に違反した場合は、補助金の交付決定 の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月27日から施行する。